

「信用取引規程」新旧対照表

平成 22 年 4 月 17 日

(下線部分改正)

新	旧
(削除)	<u>第3条(取引注文等の取次ぎ)</u> <u>お客様は、当社が金融商品取引所の会員で直接接続されている金融商品取引業者</u> （以下、「母店金融商品取引業者」といいます。）に信用取引に係る <u>お客様の取引注文等に関する業務を取次ぐことをあらかじめ承諾するものとします。</u>
<u>第3条(取引の種類)</u> 省略	<u>第4条(取引の種類)</u> 省略
<u>第4条(取引数量)</u> 省略	<u>第5条(取引数量)</u> 省略
<u>第5条(取扱銘柄)</u> 省略	<u>第6条(取扱銘柄)</u> 省略
<u>第6条(建玉の制限)</u> 省略	<u>第6条の2(建玉の制限)</u> 省略
<u>第8条(代用有価証券の取り扱い)</u> 省略 2.お客様は、前項の代用有価証券を、当社がお客様に貸し付ける金銭又は有価証券を調達するため <u>他の金融商品取引業者等に再担保</u> （混同担保）として提供できる代用有価証券の範囲として指定するものとします。	<u>第8条(代用有価証券の取り扱い)</u> 省略 2.お客様は、前項の代用有価証券を、当社がお客様に貸し付ける金銭又は有価証券を調達するため <u>母店金融商品取引業者等に再担保</u> （混同担保）として提供できる代用有価証券の範囲として指定するものとします。